

第 8 回 定例農業委員会議事録

令和 6 年 3 月 5 日（火）午後 2 時 0 0 分より、市役所本庁舎 8 階 大会議室において、農業委員総会を開催した。

会議の顛末は、次のとおりである。

出席委員（18名）

1 中津 正三	8 清水 峰幸	15 桐山 文子
2 佐竹 静	9 林 新太郎	16 三輪 則夫
3 棚橋 新一	10 高橋 正彦	17 辻元 政博
	11 高橋 滋	18 高橋 美和子
5 森 千尋	12 下野 一郎	19 春日井 忠
6 吉田 和郎	13 田部 恵	
7 柳瀬 美穂	14 吉田 幹夫	

欠席委員（1名）

4 岩井 豊太郎		

その他の出席者（5名）

安藤事務局長	浅野課長	小野主査
竹中事務局次長	堀主幹	

傍聴人 1名

議案

議案第 596 号 土地現況確認申請について

議案第 597 号 農地転用事業計画変更承認申請について

議案第 598 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について

議案第 599 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について

報告第 8 号 農地法第 4 条、第 5 条の規定による届出関係、その他報告事項について

議長

ただいまから、第8回定例農業委員会を始めたいと思います。

大垣市農業委員会運営規程 第5条第4項の規定により、副会長である私が議長を務めさせていただきます。

本日の議事録署名者に、1番 中津委員、19番 春日井委員の両名の方をお願いしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

ご異議がないようですので、ご両名の方をお願いしたいと思います。では、ただ今から議案審議にはいります。

議案第596号、土地現況確認申請について、を議題に供します。事務局説明願います。

堀主幹

議案第596号 土地現況確認申請について、説明させていただきます。

1ページをお願いします。

農地法の適用を受けない土地（農地法第2条第1項の農地）の現況確認という形で、申請されたものです。

平成24年施行の「大垣市農地転用後の土地現況確認事務処理要綱」に基づき、農振農用地区域以外の農地で、現況が農地又は採草放牧地でなくなってから20年経過したものであること、または、災害により農地でなくなったものであり、相当程度費用を投じて農地として復旧することが困難であるものについては公的機関が発行する証明書等により農地でない証明で対応できることとなっております。

1番、田、326㎡で、一般個人住宅（納屋）でございます。

1番の申請地の農地の区分につきましては、概ね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であり、第1種農地と判断します。当該地には、昭和54年に建築された建物が現存していることにより、今日に至るまで、農地性を喪失しております。

このことは、平成8年撮影の国土地理院の航空写真、法務局備付の建物図面及び全部事項証明書により、当該地に現存する建物が昭和54年に一般個人住宅の納屋として建築され、かつ農地性を喪失してから20年以上経過していたことが確認できます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

議長 　　ただいま説明がございましたが、何かご質問ございませんか。

　　-特になし-

　　ご意見もございませんようですので、原案どおり承認することに決定してよろしいか。

　　（「異議なし」の声）

　　それでは、原案どおり承認することにいたしまして、次に移らせていただきます。

　　議案第597号、農地転用事業計画変更承認申請について、を議題に供します。事務局説明願います。

堀主幹 　　議案第597号、農地転用事業計画変更承認申請について、説明させていただきます。

　　1件提案されております。

　　当初事業者が、砂利採取を目的として一時転用の許可を受けましたが、近隣農地について、新たに砂利採取を目的として賃貸借することとなり、事業計画変更の申請がなされたものでございます。

　　1番、当初計画明細としまして、賃貸借権によります、田、15筆合わせて、33,487㎡でございました。

　　2ページをお願いします。

　　事業計画変更後明細をご覧ください。

　　内訳としましては、事業計画変更後明細の内、真ん中にごございます所在の欄の⑧ 地積1,223までが、当初計画から引き続き、賃貸借権による、砂利採取を目的とし、一時転用されるものでございます。

　　期間につきましては、転用目的の欄をご覧くださいますと、令和4年9月16日から令和6年9月30日まででございます。

次に、真ん中の所在の欄の⑨ 地積509以降が、今回新たに砂利採取を目的として、令和6年4月1日から令和7年3月31日まで一時転用されるものでございます。

新たに、賃貸借権により加わる農地は、田、11筆合わせて、13,884㎡でございます。

3ページをお願いします。

以上の結果、変更後の事業計画としまして、砂利採取の目的で、田、21筆合わせて、35,898㎡に事業計画変更するものです。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

議長 ただいま説明がございましたが、何かご質問ございませんか。

吉田副会長 確認ですが、転用場所について、字名が分かれています。同一箇所ですか。和田橋の西側か、東側かどちらですか。

堀主幹 同一箇所です。和田橋の西側です。

議長 他に何かご質問ございませんか。

-特になし-

ご意見もございませんようですので、原案どおり承認することに決定してよろしいか。

(「異議なし」の声)

それでは、原案どおり承認することにいたしまして、次に移らせていただきます。

議案第598号、農地法第3条の規定による許可申請について、を議題に供します。事務局説明願います。

堀主幹 議案第598号 農地法第3条関係申請明細について、説明させて頂きます。

4件提案されております。今回、提案されております申請はいずれも、農地法に規定する不許可基準に抵触しないものであると判断しております。

1番、所有権移転によります、田、339㎡でございます。取得後は果樹の栽培が行われる予定です。取得後も効率的に利用されるものと認められます。

2番、所有権移転によります、田、890㎡でございます。取得後は果樹の栽培が行われる予定です。取得後も効率的に利用されるものと認められます。

3番、所有権移転によります、田、390㎡でございます。取得後は野菜の栽培が行われる予定です。取得後も効率的に利用されるものと認められます。

なお、この法人による農地の取得につきましては、社会福祉事業を行うことを目的として設立された社会福祉法人が、当該農地を業務の運営に必要な施設の用に供すると認められる場合に該当します。

4番、所有権移転によります、畑、112㎡でございます。取得後は野菜の栽培が行われる予定です。取得後も効率的に利用されるものと認められます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

議長 ただいま説明がございましたが、何かご質問ございませんか。

-特になし-

ご意見もございませんようですので、原案どおり承認することに決定してよろしいか。

(「異議なし」の声)

それでは、原案どおり承認することにいたしまして、次に移らせていただきます。

議案第599号 農地法5条の規定による許可申請について、を議題

に供します。事務局説明願います。

堀主幹 議案第599号 農地法第5条関係申請明細について、説明させていただきます。

農地法第5条関係申請明細につきましては、1件提案されております。

1番、先程説明申し上げました、2ページの事業計画変更に係る内容と同じですが、賃貸借権によります、田、11筆合わせて、13,884㎡で砂利採取でございます。
農地の区分は、農業振興地域内の、農用地区域内農地です。
一時転用による期間は、令和6年4月1日から令和7年3月31日まででございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

議長 ただいま説明がございましたが、何かご質問ございませんか。

-特になし-

ご意見もございませんようですので、原案どおり承認することに決定してよろしいか。

(「異議なし」の声)

それでは、原案どおり承認することにいたしまして、次に移らせていただきます。

報告第8号農地法第4条、第5条の規定による届出関係、その他報告事項について、事務局より報告願います。

小野主査 報告第8号農地法第4条、第5条の規定による届出関係、その他報告事項について、説明させていただきます。

事務局長専決により、専決処分しました案件について、ご報告させていただきます。

4ページをお願いします。

農地法第4条関係届出明細については、5件申請されています。

1番、田、436㎡で、貸駐車場でございます。

2番、田、577㎡のうち90㎡で、貸駐車場でございます。

3番、田、3筆合わせて、1,093㎡で、集合住宅でございます。

4番、田、234㎡で、貸駐車場でございます。

5番、畑、425㎡で、一般個人住宅（進入路）でございます。

農地法第5条関係届出明細については、12件申請されています。

6番、所有権移転によります、田、178㎡で、一般個人住宅（庭）
でございます。

7番、所有権移転によります、田、2筆合わせて、724㎡で、一般
個人住宅でございます。

5ページをお願いします。

8番、所有権移転によります、田、199㎡で、一般個人住宅でござ
います。

9番、所有権移転によります、畑、161㎡で、一般個人住宅でござ
います。

10番、所有権移転によります、畑、356㎡で、一般個人住宅で
ございます。

11番、所有権移転によります、田、663㎡で、分譲住宅でございま
す。

12番、所有権移転によります、田、195㎡で、一般個人住宅でござ
います。

13番、所有権移転によります、田、2筆合わせて、29㎡で、貸駐車
場でございます。

14番、使用貸借権によります、田、5筆合わせて、636㎡で、共同
住宅でございます。

6ページをお願いします。

15番、使用貸借権によります、田、2筆合わせて、64㎡で、共同住
宅（駐車場）でございます。

16番、所有権移転によります、田、3筆合わせて、2,030㎡で、
宅地分譲でございます。

17番、所有権移転によります、田、2筆合わせて、488㎡で、共同住宅（駐車場）でございます。

続きまして、買受適格証明願について、説明させていただきます。

買受適格証明願については、1件申請されています。

農地の公売に参加するためには、買受適格証明書が必要となるため、証明願が出ているものでございます。

農地法第5条関係の買受適格証明願は、転用目的であり、内容は農地法5条の届出と同じでございます。買受人になった方は、その後改めて、農地法第5条の届出をしていただくことになります。

18番、所有権移転によります、田、2筆合わせて、550㎡で、宅地分譲でございます。

続きまして、農地の相続税納税猶予制度に係る継続証明願について、説明させていただきます。

農地の相続税納税猶予制度に係る継続証明願については、5件申請されています。

3年毎に納税猶予の継続届出書を税務署に提出することとなっておりますので、継続証明願が申請されているものです。

申請されております方について、農地の現在の管理状況を確認致しましたところ、適正に管理され、引き続き耕作が行われる見込みのある方でございます。

19番、田、4筆合わせて、1,272㎡でございます。

7ページをお願いします。

20番、田、畑、12筆合わせて、4,450.54㎡でございます。

21番、田、畑、6筆合わせて、1,343.91㎡でございます。

22番、田、1,600㎡でございます。

23番、田、1,190㎡でございます。

続きまして、農地法第3条の3第1項の規定による届出明細について、説明させていただきます。

農地法第3条の3第1項の規定による届出明細については、17件届

出されています。

農地法の改正に伴い、相続などによる権利取得については、農地法の許可を要しない代わりに、権利取得者が農業委員会に届出をしなければならず、届出がなされたものでございます。

(相続、包括及び特定遺贈、遺産分割、時効取得、法人の合併、分割)

7ページから8ページをお願いします。

24番、畑、田、22筆合わせて、14,907.91㎡でございます。

25番、田、2筆合わせて、2,028㎡でございます。

8ページから9ページをお願いします。

26番、田、畑、26筆合わせて、9,802㎡でございます。

27番、田、畑、8筆合わせて、6,971㎡でございます。

28番、田、畑、9筆合わせて、8,764㎡でございます。

29番、田、174㎡でございます。

10ページをお願いします。

30番、田、宅地(現況:畑)、畑、12筆合わせて、
5,698.55㎡でございます。

31番、田、宅地(現況:畑)、畑、12筆合わせて、
5,698.55㎡でございます。

32番、山林(現況:畑)、3筆合わせて、936㎡でございます。

11ページをお願いします。

33番、畑、4筆合わせて、606㎡でございます。

34番、田、畑、8筆合わせて、5,736㎡でございます。

35番、田、2筆合わせて、488㎡でございます。

36番、田、畑、3筆合わせて、552㎡でございます。

37番、田、244㎡でございます。

38番、田、244㎡でございます。

39番、田、畑、3筆合わせて、2,622㎡でございます。

40番、畑、田、7筆合わせて、7,920㎡でございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

議長 　　ただいま説明がございましたが、何かご質問ございませんか。

吉田副会長 　　10ページの30番、31番について、被相続人、相続人の名前は合っていますか。

小野主査 　　合っております。

議長 　　他に何かご質問ございませんか。

－特になし－

　　ただいま報告いたしましたとおり、専決処分をさせていただきましたので、よろしくお願いいたしますと思います。

　　これもちまして、本日の農業委員会を終わらせていただきます。

午後2時19分閉会

上記のとおり、記載に相違ないことを証明し、ここに署名する。

令和6年4月5日

議長

高橋 滋

議事録署名者

中津 正三

議事録署名者

春日井 悠

